

経済産業省委託事業

ASEAN におけるインターネット上での知財侵害商品
の流通についての ISP 責任に関する制度の調査

2014 年 2 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP

第9章 シンガポール



1. 主要なオンラインショッピングサイトの概観

Reebonz Singapore	
U R L	http://www.reebonz.com.sg
知名度	Alexa Rank 「462 位/シンガポール」「68,471 位/グローバル」 Facebook いいね! 「123,316」
概要	フラッシュセールにより贅沢品を販売する Web サイトである。入会費等は無料であり、誰でも入会可能である。全品送料無料であり、海外からの輸送に関する課税は全額 Reebonz が負担する。
Qoo10 Singapore	
U R L	http://qoo10.sg
知名度	Alexa Rank 「15 位/シンガポール」「4,455 位/グローバル」 Facebook いいね! 「249,081」
概要	Giosis Gmarket と Ebay の合弁会社により運営されている Web サイトである。多数の出店者と購入者の間で、衣料品からガジェットまで、幅広い品物が取引されている。購入者は、出店者から商品を購入した場合、出店者のレビューを投稿することができる。
Zalora Singapore	
U R L	http://www.zalora.sg
知名度	Alexa Rank 「97 位/シンガポール」「18,709 位/グローバル」 Facebook いいね! 「157,534」
概要	靴、衣服、アクセサリ、バッグ等の服飾品を取り扱う Web サイトである。S\$40 以上の購入で送料が無料となり、また商品の配送には 1~3 営業日程度を要する。クレジットカード、Paypal、着払い、セブンイレブンの店舗受け取り等も利用可能である。

2. ISP の法的責任

(1) オンライン上での知的財産権侵害についての ISP 責任を定めた法律等

ア. 電子商取引法

シンガポールでは、ネットワークサービスプロバイダ（以下「NSP」という。）の責任に関連する法律としては、まず、「国連総会で 2005 年 11 月 23 日に採択された国連国際電子契約条約の履行のための電子商取引の安全及び利用並びにこれらに関連する事項について定める法律」(An Act to provide for the security and use of electronic transactions, to implement the United Nations Convention on the Use of Electronic Communications in International Contracts adopted by the General Assembly of the United Nations on 23rd November 2005 and to provide for matters connected therewith（略称：Electronic Transactions Act)、「電子商取引法」)³⁴が挙げられる。ただし、電子商取引法には、ISP に特化した規定はおかれていない。

電子商取引法第 26 条第 1 項及び第 2 項は、オンライン上での知的財産権侵害に関する NSP の責任について、以下のとおり規定している。（なお、電子商取引法上、NSP は特に定義されていない。）

シンガポール電子商取引法 第 26 条（NSP の責任）（一部抜粋）

- (1) 第 2 項に定める場合を除き、NSP は、自らがアクセスを提供したに過ぎない第三者の電磁的記録の形式をとるマテリアルについて、その責任が以下のものに基づくならば、いかなるに基づいても、民事上又は刑事上の責任を負わない。
- (a) 当該マテリアル又は当該マテリアルに含まれる陳述の作成、公表、拡散又は頒布
 - (b) 当該マテリアルに又は当該マテリアルに関して存在する権利の侵害
- (略)
- (2) 本条の規定は、以下には影響しないものとする。
- (a) 契約上の義務
 - (b) 成文法上制定された、許認可その他の規制制度のもとでの NSP の義務
 - (c) 成文法上の、又は裁判所により課せられた、マテリアルに対するアクセスを除去、ブロック又は拒絶する義務
 - (d) 以下に関する、著作権法³⁵上の NSP の義務
 - (i) 著作物その他の著作権の存在する対象物における著作権侵害
 - (ii) 保護期間を満了していない著作物の無権限での実演
- (略)

³⁴ 電子商取引法は以下のページで入手可能である。

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p;ident=1f4c67a4-a626-4f42-b2ad-6035d6c7d797;query=CapAct%3A88%20Type%3Auact.aveved;rec=0;resUrl=http%3A%2F%2Fstatutes.agc.gov.sg%2Faol%2Fsearch%2Fsummary%2Fresults.w3p%3Bquery%3DCapAct%253A88%2520Type%253Auact.aveved#legis>

³⁵ 著作権法は以下のページで入手可能である。

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p;page=0;query=DocId%3A%22e20124e1-6616-4dc5-865f-c83553293ed3%22%20Status%3Ainforce%20Depth%3A0;rec=0#legis>

このように、ISP がアクセスを提供したに過ぎない第三者の電磁的記録の形式をとるマテリアルに関する責任については、上記電子商取引法第 26 条第 1 項により原則として免責されることとなる。

しかし、上記のとおり、電子商取引法第 26 条第 2 項(d)号では著作権法(An Act relating to copyright and matters related thereto) 上の NSP の義務が免責対象外とされている。

また、著作権以外の知的財産権についても、既存の各種知的財産法、すなわち例えば、特許法 (An Act to establish a new law of patents, to enable Singapore to give effect to certain international conventions on patents, and for matters connected therewith³⁶)、意匠法 (An Act to provide for the registration of designs in Singapore³⁷)、商標法 (An Act to establish a new law for trade marks, to enable Singapore to give effect to certain international conventions on intellectual property and for matters connected therewith³⁸) などに定められている通常侵害要件 (ISP に関する特別な定めは存在しない。) を満たせば、一般論としては ISP もそれぞれの法に従い責任を負う可能性は否定できないとのことである。

イ. 著作権法

上記アに記載のとおり、電子商取引法第 26 条第 2 項で、著作権法上の NSP の義務は、同条第 1 項の免責の対象外とされている。もっとも、著作権法は、以下のとおり三類型に区分した独自の責任限定規定を置いており、NSP が一定の要件を充足すれば、著作権法第 193DB 条に定められた一定の場合を除き、裁判所による命令を受けないことを規定している。

第一類型として、送信、ルーティング及び接続提供に関しては、NSP が免責されるには、著作権法第 193B 条に定める要件を充足する必要がある。当該要件は大要以下のとおりである。

³⁶ 特許法は以下のページで入手可能である。

(<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=DocId%3A%222e82e574-7304-4657-b7c4-54e289938d1d%22%20Status%3Ainforce%20Depth%3A0;rec=0>)

また、日本語訳については、特許庁の以下のページで入手可能である。

(<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/singapore/tokkyo.pdf>)

³⁷ 意匠法は以下のページで入手可能である。

(<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=DocId%3A%22f8e05363-47a4-4070-a3c5-9ebf9139f4b2%22%20Status%3Ainforce%20Depth%3A0;rec=0>)

また、日本語訳については、特許庁の以下のページで入手可能である。

(<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/singapore/ishou.pdf>)

³⁸ 商標法は以下のページで入手可能である。

(<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=DocId%3A%22eda8ae51-9095-4ada-b5e4-0407c03ca714%22%20Status%3Ainforce%20Depth%3A0;rec=0>)

また、日本語訳については、特許庁の以下のページで入手可能である。

(<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/singapore/shouhyou.pdf>)

- (i) マテリアルの電子コピーの送信は NSP により開始されてはならない。
- (ii) 送信、ルーティング又は接続の提供が、自動の技術プロセスを通じて行われなければならない。
- (iii) NSP は、他者の要求に対する自動返信の場合を除き、マテリアルの電子コピーの受信者を選別してはならない。
- (iv) NSP は、送信の間、マテリアルの電子コピーに実質的な変更を加えてはならない。

著作権法第 193B 条の内容は以下のとおりである。

シンガポール著作権法 第 193B 条 (送信、ルーティング及び接続提供)

- (1) 裁判所は、NSP が第 2 項の基準を満たす場合には、以下の事由により生じたいかなるマテリアルにおける著作権侵害についても、第 193DB 条に定める場合を除き、NSP に対し金銭による損害賠償を命じたり、NSP に対する命令を行ったりしてはならない。
 - (a) NSP のプライマリネットワークを通じた、マテリアルの電子コピーの NSP による送信若しくはルーティング又はそれらへの接続の提供
 - (b) 上記の送信若しくはルーティング又は接続の提供の過程で NSP により行われるマテリアルの電子コピーの一時的なストレージ
- (2) 第 1 項に定める基準は以下のものとする。
 - (a) マテリアルの電子コピーの送信が、NSP 以外の者により開始された又は NSP 以外の者の指示によるものであること
 - (b) 送信、ルーティング又は接続の提供が、NSP による電子コピーの選別を経ることなく、自動の技術プロセスを通じて行われること
 - (c) NSP が、他者の要求に対する自動返信の場合を除き、マテリアルの電子コピーの受信者を選別しないこと、及び
 - (b) NSP が、(技術プロセスの一部としての変更を除き) プライマリネットワークを通じてマテリアルの電子コピーを送信する間に、マテリアルの電子コピーに実質的な変更を加えていないこと

第二類型として、システムキャッシュに関しては、NSP が免責されるには、著作権法第 193C 条に定める要件を充足する必要がある。当該要件は大要以下のとおりである。

- (i) NSP は、送信の間、マテリアルのキャッシュコピーに実質的な変更を加えてはならない。
- (ii) 違法なコンテンツの存在を通知された場合には、NSP は違法なコンテンツを削除

する、又は当該コンテンツへのアクセスを無効化する合理的な措置を速やかにとらなければならない。

著作権法第 193C 条の内容は以下のとおりである。

シンガポール著作権 第 193C 条 (システムキャッシュ)

- (1) 裁判所は、NSP が第 2 項の基準を満たす場合には、NSP による、以下のいかなるマテリアルの電子コピーのプライマリネットワーク上での作成 (以下、本条において「システムキャッシュ」という。) における著作権侵害についても、第 193DB 条に定める場合を除き、NSP に対し金銭による損害賠償を命じたり、NSP に対する命令を行ったりしてはならない。
- (a) ネットワーク (以下、本条において「発信ネットワーク」において利用可能な、マテリアルの別の電子コピーからの作成
 - (b) 自動プロセスによる作成
 - (c) プライマリネットワークのユーザーからの行為への返答としての作成
 - (d) 当該ユーザー又は他のユーザーに当該マテリアルへの有効な接続を確立するための作成
- (2) 第 1 項に定める基準は以下のものとする。
- (a) NSP が、(技術プロセスの一部としての変更を除き) プライマリネットワーク又は他のネットワークを通じてユーザーにマテリアルのキャッシュコピーを送信する間に、マテリアルのキャッシュコピーの内容に実質的な変更を加えていないこと
 - (b) NSP が所定の方法で、マテリアルのキャッシュコピーに関し、所定のフォームで、若しくは実質的に所定のフォームに従って、所定の方法により通知を受けた場合で、
 - (A) マテリアルの著作権者により意図的に、又は著作権者の授権のもと当該通知が成されており、かつ
 - (B) 所定の事項が記載されている場合には、NSP がプライマリネットワークからマテリアルのキャッシュコピーを削除する又はキャッシュコピーへのアクセスを無効化するための合理的な措置を速やかにとっていること、及び
 - (c) 下記に関連して、首相 (Minister) が定めるその他の条件を NSP が充足すること
 - (i) プライマリネットワーク又は他のネットワークのユーザーによるマテリアルのキャッシュコピーへのアクセス
 - (ii) マテリアルのキャッシュコピーの更新、リロード又はアップデート、及び
 - (iii) シンガポールの産業基準に従った技術であって、発信ネットワーク上のマテリアルの利用に関する情報を得るにあたり利用される技術を阻害しないこと

第三類型として、ストレージ及びインフォメーションロケーションに関しては、NSPが免責されるには、著作権法第 193D 条に定める要件を充足する必要がある。当該要件は大要以下のとおりである。

(i) NSP が著作権侵害行為をコントロールする権利及び能力を有している場合には、マテリアルの著作権侵害に直接に起因するいかなる利益も受領してはならない。

(ii) 違法なコンテンツの存在を通知された場合には、NSP は違法なコンテンツを削除する、又は当該コンテンツへのアクセスを無効化する合理的な措置を速やかにとらなければならない。

著作権法第 193D 条の内容は以下のとおりである。

シンガポール著作権法 第 193D 条 (ストレージ及びインフォメーションロケーション)

(1) 裁判所は、NSP が第 4 項の基準を満たす場合には、NSP による、以下の事由により生じたいかなるマテリアルにおける著作権侵害についても、第 193DB 条に定める場合を除き、NSP に対し金銭による損害賠償を命じたり、NSP に対する命令を行ったりしてはならない。

(a) NSP が第 2 項の基準を満たす場合には、NSP のプライマリネットワークのユーザーの指示による、プライマリネットワーク上のマテリアルの電子コピーのストレージ

(b) NSP がネットワークのユーザーをネットワーク (以下、本条において「発信ネットワーク」という。) 上のオンラインロケーションで、マテリアルの電子コピーが以下の利用により入手可能な場所にリファーする又はリンクすること

(i) ハイパーリンク若しくはディレクトリ等のインフォメーションロケーションツール、又は

(ii) サーチエンジン等のインフォメーションロケーションサービス

(2) 第 1 項(a)号に定める基準は以下のものとする。

(a) NSP が、プライマリネットワーク上でマテリアルの電子コピーを入手可能としたことによって若しくは入手可能とする過程で生じたマテリアルの著作権侵害に直接に起因するいかなる利益も受領していないこと。ただし NSP が著作権侵害行為をコントロールする権利と能力を有している場合に限る。

(b) 仮に NSP が

(i) プライマリネットワーク上でマテリアルの電子コピーを入手可能としたことによって若しくは入手可能とする過程でマテリアルの著作権が侵害されていることを実際に知る場合、

(ii) プライマリネットワーク上でマテリアルの電子コピーを入手可能としたことによって若しくは入手可能とする過程で、マテリアルの著作権が不可避免的に侵害されう

- るという事実又は状況を知る場合、又は
- (iii) プライマリネットワーク上のマテリアルの電子コピーに関し、所定のフォームで、若しくは実質的に所定のフォームに従って、所定の方法により通知を受ける場合で、
- (A) マテリアルの著作権者により意図的に、又は著作権者の授権のもと、当該通知がなされており、かつ
- (B) 当該通知に所定の事項が記載されている場合には、NSP がプライマリネットワークからマテリアルのコピーを削除する又はコピーへのアクセスを無効化するための合理的な措置を速やかに行っていること、及び
- (C) NSP が上記(b)(iii)に規定する通知を受領する代表者を指定し、当該代表者に関する所定の情報を所定の方法により公開していること
- (3) 第(2)項に関し、第(2)項(b)(iii)に定める通知以外の、マテリアルの著作権者により意図的に、又は著作権者の授権のもとなされる通知は、NSP が第(2)項(b)(i)又は(ii)の知識を持っていたかどうかを判断するにあたり考慮されないものとする。
- (4) 第(1)項(b)に定める基準は以下のものとする。
- (a) NSP が、プライマリネットワーク上でマテリアルの電子コピーを入手可能としたことによって若しくは入手可能とする過程で生じたマテリアルの著作権侵害に直接に起因するいかなる利益も受領していないこと。ただし NSP が著作権侵害行為をコントロールする権利と能力を有している場合に限る。
- (b) 仮に NSP が
- (i) 発信ネットワーク上でマテリアルの電子コピーを入手可能としたことによって若しくは入手可能とする過程でマテリアルの著作権が侵害されていることを実際に知る場合、
- (ii) 発信ネットワーク上でマテリアルの電子コピーを入手可能としたことによって若しくは入手可能とする過程で、マテリアルの著作権が不可避免的に侵害されうるといふ事実又は状況を知る場合、又は
- (iii) 発信ネットワーク上のマテリアルの電子コピーに関し、所定のフォームで、若しくは実質的に所定のフォームに従って、所定の方法により通知を受けた場合で、
- (A) マテリアルの著作権者により意図的に、又は著作権者の授権のもと、当該通知がなされており、かつ
- (B) 当該通知に所定の事項が記載されている場合には、NSP がマテリアルの発信ネットワーク上の電子コピーへのアクセスを無効化するための、及びマテリアルのプライマリネットワーク上の電子コピー（マテリアルの発信ネットワーク上の電子コピーから作成されたもので、NSP が実際に知っているもの）を削除する又は当該電子コピーへのアクセスを無効化するための合理的な措置を速やかに行っていること、及び
- (C) NSP が上記(b)(iii)に規定する通知を受領する代表者を指定し、当該代表者に関する

る所定の情報を所定の方法により公開していること

- (5) 第(4)項に関し、第(4)項(b)(iii)に定める通知以外の、マテリアルの著作権者により意図的に、又は著作権者の授権のもとなされる通知は、NSP が第(4)項(b)(i)又は(ii)の知識を持っていたかどうかを判断するにあたり考慮されないものとする。
- (6) 第(2)項(a)号及び第(4)項(a)号に関し、利益がマテリアルの著作権侵害に直接に起因するかどうかを判断するにあたり、裁判所は、以下を考慮するものとする。
- (a) NSP のサービスへの課金に関する事業上の実務
 - (b) 当該利益が、許容される事業上の実務に従い課金することから通常得られるであろう利益よりも大きいかどうか、及び
 - (c) 裁判所が関連すると考えるその他の事項。

ISP が上記の第 193B 条、第 193C 条又は第 193D 条に定める基準を満たす場合には、ISP が負うべき責任は第 193DB 条に定めるものに限られる。すなわち、この場合の ISP の責任としては、裁判所の命令があった場合にはそれに従いシンガポール国外のオンラインロケーションへのアクセスの無効化又は特定のアカウントの無効化を行うこと以外にはないと解される。第 193DB 条の内容は以下のとおりである。

第 193DB 条（裁判所が認めることのできる救済）

- (1) NSP が第 193B 条第 1 項の基準を満たすと裁判所が認める場合に、裁判所が NSP に対し命じることのできる救済手段は、以下の一つ又は複数に限られる。
- (a) NSP に対して、物理的にシンガポールの外にあるオンラインロケーションへのアクセスを無効化するための合理的な手段をとることを命じること
 - (b) NSP に対して、特定のアカウントを終了させることを命じること
- (2) NSP が第 193C 条第 1 項又は第 193D 条第 1 項の基準を満たすと裁判所が認める場合に、裁判所が NSP に対し命じることのできる救済手段は、以下の一つ又は複数に限られる。
- (a) NSP に対して、
 - (i) NSP のプライマリネットワーク上の、マテリアルの著作権侵害となっている電子コピーを削除すること、又は
 - (ii) プライマリネットワーク又は他のネットワーク上の、マテリアルの著作権侵害となっている電子コピーへのアクセスを無効化することを命じること
 - (b) NSP に対して、特定のアカウントを終了させることを命じること
 - (c) 必要に応じ、金銭賠償以外の有効な命令のうち、NSP に対して最も負担が小さい他の命令を行うこと
- (3) 第 1 項又は第 2 項に基づき命令を行う場合、裁判所は、以下を考慮するものとする。
- (a) 原告に生じた又は生じうると予測できる損害

- (b) 命令を行うことにより NSP に課せられる負担
- (c) 命令に従うことが技術的に可能であるか
- (d) 命令の有効性
- (e) NSP の事業又は運営に生じうる悪影響
- (f) 他の比較的有効な命令がより NSP に対して負担が小さいものであるか否か、及び
- (g) 裁判所が関連すると考えるその他の事項

(2) ISP 責任が認められるための要件

ア. 差止め（侵害品の除去）

(ア) 著作権侵害の場合

上記(1)のとおり、ISP が上記第 193B 条、第 193C 条又は第 193D 条の基準を満たす場合には、第 193DB 条に規定された救済のみが認められる。裁判所は、第 193DB 条に従い、ISP に対し、(i)オンラインロケーションへのアクセスの無効化、(ii)マテリアルの著作権侵害となっている電子コピーの削除又はアクセスの無効化、(iii)アカウントの終了等の命令を行うことができる。

ISP が第 193B 条、第 193C 条又は第 193D 条の基準を満たさない態様で、オンライン上での著作権侵害商品の売買に関与したとすると、電子商取引法第 26 条第 2 項(d)号で著作権侵害は免責対象から外れているため、通常の著作権侵害の要件を満たすか否かによって責任の有無が判断される。著作権法第 119 条第 2 項第(a)号には、著作権侵害の場合の救済措置として差止命令が規定されている。

(イ) その他の場合

上記(1)のとおり、ISP は電子商取引法第 26 条第 1 項に基づき、自らがアクセスを提供したに過ぎない第三者の電磁的記録の形式をとるマテリアルに関する権利侵害について免責されるため、原則としてそのような権利侵害との関係で差止めを命じられることはない。

ISP が電子商取引法第 26 条第 1 項の要件を満たさない場合、特許法第 67 条第 1 項第(a)号、意匠法 36 条第 2 項第(a)号、商標法 31 条第 2 項第(a)号及びコモンロー上の詐称通用による不法行為 (tort of passing-off) に従い、通常の各知的財産権の侵害の要件を満たすか否かによって差止命令の可否が判断される。

イ. 損害賠償

(ア) 著作権侵害の場合

上記(1)のとおり、ISP が上記第 193B 条、第 193C 条又は第 193D 条の基準を満たす場合には、第 193DB 条に規定された救済のみが認められるため、権利者は ISP に対し損害賠償請求を行うことはできない。

ISP が第 193B 条、第 193C 条又は第 193D 条の基準を満たさない態様で、著作権侵害に関与した場合、電子商取引法第 26 条第 2 項(d)号で著作権侵害は免責対象から外れているため、通常の著作権侵害の要件を満たすか否かによって責任の有無が判断される。著作権侵害が認められる場合には、裁判所は、侵害行為の悪質性や、ISP が得た利益等、著作権法第 199 条第 5 項各号に記載の事項を考慮して、損害賠償の可否を決することとされている。

(イ) その他の場合

上記(1)のとおり、ISP は電子商取引法第 26 条第 1 項に基づき、自らがアクセスを提供したに過ぎない第三者の電磁的記録の形式をとるマテリアルに関する権利侵害について免責されるため、原則としてそのような権利侵害との関係で損害賠償を命じられることはない。

ISP が電子商取引法第 26 条第 1 項の要件を満たさない場合、特許法第 67 条第 1 項第(c)号、意匠法 36 条第 2 項第(b)号、商標法 31 条第 2 項第(b)号及びコモンロー上の詐称通用による不法行為 (tort of passing-off) に従い、通常の各知的財産権の侵害の要件を満たすか否かによって損害賠償の可否が判断される。

ウ. 売主情報の開示

シンガポールでは、最高裁判所法上の裁判所規則第 24 号 (Order 24 Rules of Court of the Supreme Court of Judicature Act 「規則第 24 号」) 上、法的手続の相手方又は相手方となり得る者に対する事実又は文書の開示命令が定められている。規則第 24 号は、法的手続の開始後と開始前の両方における開示命令について定めており、要件が充足されれば裁判所は開示命令を行う。この手続の中で侵害者の情報の開示命令がなされ得る。上記開示命令は、コモンローに基礎を置き、(法的手続開始前の開示命令については) 規則第 24 号に定める、裁判所は、事案の公正な処理又は訴訟コス

トの節約のために必要な場合にのみ開示命令を行うという一般原則に従う。

エ. 刑事罰

(ア) 著作権侵害の場合

電子商取引法第 26 条第 2 項で、著作権侵害は電子商取引法第 26 条第 1 項による免責の対象外とされている。

著作権法上、著作権侵害品を取り扱うこと（販売若しくは賃貸のために製造すること、業として販売若しくは賃貸を申し出ること若しくは業として販売又は賃貸のために公開すること、公開の場に展示すること、著作権侵害品であると知っている物品を所持若しくは輸入すること）は著作権法違反であり、上記の結果、違反行為の軽重に応じて 2 年以下若しくは 5 年以下の懲役若しくは罰金又はその併科の可能性がある。仮に ISP がかかる構成要件に該当するのであれば、ISP は刑事罰を科される可能性がある。

(イ) その他の場合

上記(1)のとおり、ISP は電子商取引法第 26 条第 1 項に基づき、自らがアクセスを提供したに過ぎない第三者の電磁的記録の形式をとるマテリアルに関する権利侵害について免責されるため、原則としてそのような権利侵害との関係で刑事罰を科せられることはない。

ISP が電子商取引法第 26 条第 1 項の要件を満たさない場合、仮に特許法、意匠法又は商標法のそれぞれの処罰規定の構成要件に該当するのであれば、ISP は刑事罰を科される可能性がある。

オ. 行政命令

シンガポールでは、知的財産権の侵害に関して行政命令が発される場合の明文の規定は存在しないため、そのような命令はなされない。

(3) ISP 責任に関する重要裁判例等

シンガポールにおいて、ISP 責任を認めた重要裁判例は見当たらないとのことである。

3. ISP に対する実務的措置

(1) 推奨される対応

ア. 警告書 (cease and desist letter)

シンガポールにおいては、まず ISP に対し、上記 2.に記載したような、侵害品の除去、損害賠償といった救済措置を任意に履行するよう求める警告書 (cease and desist letter) を出しておき、ISP が任意にそれらの措置を取らない場合に法的手段に訴えるというのが好ましいとのことである。

イ. ノーティスアンドテイクダウン (著作権の場合)

上記 1.(1)イ記載のとおり、著作権法第 193C 条第 2 項(b)号並びに同法第 193D 条第 2 項(b)号(iii)及び同条第 4 項(b)号(iii)で、著作権者により所定のフォームにおいて所定の通知がなされた場合、ISP は削除又はアクセス無効化のための合理的な措置を速やかにとっていないければ、同法第 193C 条又は第 193D 条による免責の要件に該当しないこととされている。そのため、著作権者としてはこれらの通知を行っておくことで、ISP により、知財侵害商品に係る情報が削除されるよう、又は当該情報へのアクセスが無効化されるよう促すことができる。

当該通知の記載事項や、当該通知が充足すべき条件は、著作権 (NSP) 規則 (Copyright (Network Service Provider) Regulation) の第 3 条及び第 4 条に、当該通知のフォームは著作権 (NSP) 規則の別紙にそれぞれ定められている。

(2) ISP に知的財産権侵害品の削除等を求める際の実務的留意点

上記(1)を参照されたい。

(3) 一般に予想される ISP 側の対応

とりわけ上記(1)イの通知を発した場合には、ISP としては免責を受けられなくなるのを防ぐため、知財侵害商品に係る情報を削除する、又は当該情報へのアクセスを無効化する等の対応を取ることが通常であるものと考えられる。

(4) インターネット上の知的財産権侵害に関する情報交換フォーラムの有無

シンガポールにおいてはそのような情報交換フォーラムは見当たらないとのことである。